

行政文書非公開決定通知書

3 観名保第 162 号
令和 3 年 12 月 10 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし

印

令和 3 年 11 月 29 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	①2021 年 1 月 8 日の全体整備検討会議松雄局長発言「名古屋市から資料の提出があれば、なるべく早い時期に文化審議会で議題として審議するという文化庁の意向」に対する、文化庁「名古屋市が文化審議会に資料を提出したいと言えば、宿題が途中であっても復元の資料が概要であっても拒否は出来ない。中途半端な資料では文化審議会を通るはずもなく、再検討して返すという意味」旨の文書回答。 ②2021 年 1 月 8 日の全体整備検討会議松雄局長発言「名古屋市と密接に連携するために、木造復元に係る諸課題を調整するためのパイプ役として来年度も名古屋城からの職員派遣を受ける内諾をしてもらった」に対する、文化庁「名古屋市からの実務経験者を受け入れているからといって、名古屋市に対して忖度などはありえない。まして木造復元の調整のためという趣旨は一切無い」旨の文書回答。
公開しない理由	請求に係る行政文書を取得しておらず、不存在であるため
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋